

株式会社メソテース 指定居宅介護支援事業所 ほたるの郷 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 メソテース（以下「事業者」という。）が開設する居宅介護支援事業所ほたるの郷（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅サービス計画の作成等の実施をすることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供され、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うようにする。
- 4 事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 居宅介護支援事業所 ほたるの郷
- 二 所在地 串間市大字本城7610番地2
吾社クリニック内

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者（介護支援専門員）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、以下のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日とする。但し祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 月曜日から金曜日は午前8時30分から午後5時30分
但し土曜日は午前8時30分から午後0時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画の作成は、事業所に属する介護支援専門員が行う。
- 二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の有する能力や置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 四 解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。
- 五 介護支援専門員は、利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勧告して、居宅サービス計画原案を作成する。
- 六 介護支援専門員は、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集してサービス担当者会議を開催し、当該居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- 七 介護支援専門員は、居宅サービス計画原案を利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得て、利用者及び担当者に交付する。
- 八 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後も、利用者についての継続的なアセスメントを含む居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更等を行う。
- 九 モニタリングの実施に当たっては少なくとも1月に1回は利用者宅を訪問して、利用者に面接を行い、その結果を記録する。

(利用料その他費用の額)

- 第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである場合は、利用者からは徴収しない。
- 2 次条に掲げる通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収するものとし、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。ただし、中山間地域等に居住する利用者に対するサービス提供加算を算定する場合はこの限りではない。
- 通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルにつき30円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、事前に利用者又はその家族に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第8条 通常の事業の実施地域は、串間市・日南市の区域とする。

(苦情処理)

- 第9条 事業者は自らが提供した居宅介護支援又は自ら提供した居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 自ら提供した居宅介護支援等に関し、介護保険法（以下「法」という。）第23条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 事業者は、事業に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 6 事業者は、事業に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した事業に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 7 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第10条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに、関係市町村、及び利用者の家族、管理者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第 11 条 事業者は、介護支援専門員の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修、採用後 1 ヶ月以内
 - 二 継続研修 年 2 回
- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて決めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 25 日から施行する。